

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

狭山市監査委員



# 目 次

## < 富士見公民館、水野公民館、広瀬公民館指定管理 >

1	監査の目的	P 1
2	監査の対象	P 1
	(1) 公の施設	P 1
	(2) 指定管理者	P 1
	(3) 所管課	P 1
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 1
	(1) 監査の実施日	P 1
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 1
	(3) 監査の範囲及び方法	P 1
4	監査の結果	P 2
	(1) 各公民館の概要	P 2
	(2) 利用案内	P 3
	(3) 指定管理者が行う業務	P 4
	(4) 施設の利用状況	P 5
	(5) 実施した主な事業	P 5
	(6) 指定管理者の収支	P 10
	(7) 総評	P 11

## < 指定文化財管理事業費補助金 >

1	監査の目的	P 13
2	監査対象者の概要等	P 13
	(1) 対象者の概要	P 13
	(2) 補助金交付の目的	P 13
	(3) 組織	P 13
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 14
	(1) 監査の実施日	P 14
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 14
	(3) 監査の範囲及び方法	P 14
4	監査の結果	P 14
	(1) 補助金充当事業の概要	P 14
	(2) 収支決算書	P 15
	(3) 総評	P 16



## 富士見公民館、水野公民館、広瀬公民館指定管理

### 1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が公の施設の管理を行わせている団体に対して、指定管理に係る出納及び管理運営が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

### 2 監査の対象

#### (1) 公の施設

狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館

#### (2) 指定管理者

オーエンス・NTTファシリティーズグループ

#### (3) 所管課

中央公民館

### 3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

#### (1) 監査の実施日

令和4年11月22日

#### (2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

##### ア 監査を実施した監査委員

監査委員 山下 真茂留

監査委員 新良 守克

##### イ 監査の場所

監査委員室、狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館

#### (3) 監査の範囲及び方法

令和3年度の狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館指定管理について、基本協定書等に基づく施設の管理及び収支の会計経理等に主眼を置き、事務の執行の適法性、効率性及び妥当性の観点から検証した。

監査は、提出された監査資料に基づき書面監査を行い、管理運営を委任している狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館

に赴いて現場を確認するとともに、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

#### 4 監査の結果

##### (1) 各公民館の概要

###### ア 狭山市立富士見公民館

- (ア) 所在地 狭山市入間川 3 1 5 6 番地
- (イ) 開設年月 平成 4 年 1 0 月 1 日
- (ウ) 敷地面積 2, 1 7 2. 1 7 m<sup>2</sup>
- (エ) 建物等概要
- 構造 鉄筋コンクリート造地上 2 階建て
- 延床面積 1, 2 1 1. 7 7 m<sup>2</sup>
- (オ) 主な施設
- 1 階 事務室、ホール、調理実習室、工芸室、音楽室、倉庫、更衣室、保育室、ロビー、玄関ホール、トイレ等
- 2 階 第 1 学習室、第 2 学習室、会議室、和室、トイレ等
- (カ) 附属施設 陶芸小屋 (陶芸窯を含む)
- (キ) 併設施設 なし

###### イ 狭山市立水野公民館

- (ア) 所在地 狭山市大字水野 8 9 1 番地 4
- (イ) 開設年月 昭和 6 3 年 5 月
- (ウ) 敷地面積 2, 8 0 8. 1 6 m<sup>2</sup>
- (エ) 建物等概要
- 構造 鉄筋コンクリート地上 2 階・地下 1 階建て
- 延床面積 1, 9 6 9. 6 0 m<sup>2</sup> (併設施設部分を含む)
- (オ) 主な施設
- 1 階 事務室、ホール、映写室、倉庫、玄関ホール、ロビー、ギャラリー、トイレ等
- 2 階 第 1 学習室、第 2 学習室、第 3 学習室、会議室、和室、調理実習室、保健衛生室、倉庫、トイレ等
- 地下 1 階 音楽室、工芸室、機械室、倉庫、トイレ等
- (カ) 附属施設 陶芸窯
- (キ) 併設施設 狭山市水野市民サービスコーナー、狭山市立水野児童館、

子育てプレイス水野

ウ 狭山市立広瀬公民館

- (ア) 所在地 狭山市広瀬東3丁目34番1号
- (イ) 開設年月 昭和57年11月
- (ウ) 敷地面積 1,781.00㎡
- (エ) 建物等概要
- 構造 鉄筋コンクリート造地上2階建て
- 延床面積 859.24㎡ (併施設部分を含む)
- (オ) 主な施設
- 1階 事務室、第1会議室、第2会議室、ホール、工芸室、  
保育室、機械室、ロビー、トイレ等
- 2階 学習室、和室、調理実習室、機械室、トイレ等
- (カ) 附属施設 陶芸小屋 (陶芸窯を含む)
- (キ) 併施設 狭山市広瀬市民サービスコーナー

(2) 利用案内

ア 利用時間

- (ア) 火曜日～土曜日 午前9時から午後10時まで
- (イ) 日曜日及び月曜日 午前9時から午後5時まで

イ 休館日等

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(11月3日を除く)、年末年始(12月28日～1月4日)及び施設管理休館日(毎月1回)

ウ 使用料

施設の名称	使用料(単位 円)					
	午前9時 ～ 午前11時	午前11時 ～ 午後1時	午後1時 ～ 午後3時	午後3時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 午後10時
富士見公民館						
第1学習室	400	400	400	400	400	600
第2学習室	300	300	300	300	300	450
会議室	200	200	200	200	200	300
和室	300	300	300	300	300	450
ホール	800	800	800	800	800	1,200

調理実習室	400	400	400	400	400	600
音楽室	400	400	400	400	400	600
工芸室	300	300	300	300	300	450
水野公民館						
第1学習室	200	200	200	200	200	300
第2学習室	200	200	200	200	200	300
第3学習室	300	300	300	300	300	450
会議室	200	200	200	200	200	300
和室	400	400	400	400	400	600
ホール	700	700	700	700	700	1,050
調理実習室	400	400	400	400	400	600
音楽室	400	400	400	400	400	600
工芸室	400	400	400	400	400	600
広瀬公民館						
学習室	300	300	300	300	300	450
第1会議室	200	200	200	200	200	300
第2会議室	200	200	200	200	200	300
ホール	600	600	600	600	600	900
和室	300	300	300	300	300	450
調理実習室	300	300	300	300	300	450

※公民館の事業に該当しない利用に係る使用料は、この表に定める金額に、当該金額の100分の50に相当する額を加えた額

(3) 指定管理者が行う業務

ア 社会教育法第22条の各号に規定する事業に関する業務

イ 公民館3館の利用の許可及び使用料の収納に関する業務

ウ 公民館3館の施設設備（水野公民館に併設する狭山市水野市民サービスコーナー、狭山市立水野児童館及び子育てプレイス水野並びに広瀬



公民館に併設する狭山市広瀬市民サービスコーナーを含む。)の維持管理に関する業務

エ その他狭山市教育委員会が特に必要と認める業務

(4) 施設の利用状況 (管理運営業務報告書を集計したもの)

施設名	会館日数	単位数	使用件数	使用人数	使用率
狭山市立富士見公民館	293日	12,848回	4,289回	40,889人	33.38%
狭山市立水野公民館	294日	12,316回	2,939回	27,816人	23.86%
狭山市立広瀬公民館	286日	9,408回	3,318回	24,868人	35.27%

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、次の通り使用制限を実施  
 臨時休館：令和3年8月20日から9月30日まで  
 夜間制限：令和3年4月1日から8月19日まで及び  
 令和3年10月1日から10月24日まで

(5) 実施した主な事業

ア 狭山市立富士見公民館

(ア) 青少年を対象として実施した事業

事業名	内容等	実施回数 参加者数
開放教室	主に小学生の放課後自主学習の推進と、学習環境を提供するため、1階の空き部屋を開放した。	42回 140人
小学生おもしろ教室	違う学校、学年の仲間たちと一緒に、様々なテーマについて楽しく学習する場を提供するため、オンラインでのお菓子工場見学、おなか元気教室（健康講座）などを実施した。	7回 52人
夏休み子ども陶芸教室	陶芸を通じて土と親しみ、物を作る喜びを体験させるため、成形、削り、色付けの体験を行うとともに、後日、創作及び窯焼きの動画を保護者に配信した。	3回 68人
手作り遊びとお話し会	小学生までの親子を対象に、遊びを通じて親子同士の触れ合いを深めるため、手作り万華鏡遊び、「干支のトラ」の工作と併せてお話し会を行った。	3回 40人
みんな集まれ	小学生を対象とし、遊び体験を通じた交流の場を設け、公民館利用を促進するため、ホールで卓球、ベーゴマ、けん玉、お手玉等の自由な遊びの場を提供した。	2回 17人
子ども映画会	小学生を対象とし、長期休暇中の集まりの場、共感の場を提供するため、冬休みに「トイ・ストーリー」を上映した。	1回 4人
夏休み学習&食事会	夏休み期間の学習支援及び他学校、他学年自	1回

	動との交流を目的として、小学生から高校生までを対象に実施した。なお、感染症予防のため、調理実習は中止し、スタッフが調理したものを提供した。	28人
--	---	-----

(イ) 成人一般を対象に実施した主な事業

事業名	内容等	実施回数 参加者数
子育て応援講座「すくすく」	出入り自由な遊び場、交流の場を提供し、子育てを支援するため、未就学児と保護者が集う場及び遊び用具を提供した。	15回 148人
初心者パソコン教室	パソコン操作の基礎を体系的に学び、情報格差解消を図るため、講義、実習等を行った。	22回 192人
SDGsを考える	SDGs（持続可能な開発目標）について学び、地域や個人がどう関わるかを自ら学ぶ機会を提供するため、身近なテーマにあった講座「人の健康（食生活）と地球環境の健康について」を高年齢者向けに実施するとともに、テーマごとの解説を公民館だよりに計5回掲載した。	1回 16人
健康づくり講座 (3館共催)	健康の維持増進とあわせて身体を動かすことの楽しさを体験学習し、自分に合った無理のない運動の継続を促進するため、ストレッチ、健康体操など自宅でも実践できる運動方法を学ぶ機会を提供した。	1回 9人
文化財めぐり (3館共催)	地域の身近な文化財をめぐり、地域や文化財の歴史を学び、郷土愛を深めるため、元狹山市立博物館副館長の解説を聞きながら動画を視聴した。	1回 12人

(ウ) 高齢者を対象に実施した主な事業

事業名	内容等	実施回数 参加者数
東雲大学	高齢者の生きがいづくり、健康づくりを推進するため、様々なジャンルの中からテーマを選択し、健康、環境などについて学んだ。	3回 53人
富士見公民館元気塾	地域での仲間づくりと健康増進を図るため、体操、脳トレ、レクレーションダンスを実施した。	6回 112人
いきいき百歳体操しのめ	地域高齢者の健康増進を図り、毎週開催による継続効果及び参加者間の仲間意識、協力関係を強くするため、ダンベルを使った体操などの軽運動を実施した。	13回 332人
スマートフォン入門講座	世代間の情報格差の解消を図ることを目的に、スマートフォンの基本操作習得のための	6回 76人

	講座を実施した。	
--	----------	--

イ 狭山市立水野公民館

(ア) 青少年を対象として実施した事業

事業名	内容等	実施回数 参加者数
開放教室	空き室の有効活用をするとともに、青少年の学習の場、居場所づくりをするため、空室を開放した。	39回 58人
水野の里山事業	水野の里山を会場に、身近な自然環境への理解と関心を深め、植物・生物に親しむため、カブトムシ観察会、木工教室などを開催した。	3回 55人
夏休み子どもハンドメイド教室	普段は教わる側の参加者が教える側に立ち、公民館での学習成果を地域に生かすとともに子供たちに物づくりの楽しさを伝える。	1回 12人
もっとなかよし町たんけん	学校と公民館・児童館が一体になり、地域における公民館・児童館の役割を理解してもらい、利用促進につなげるため、南小学校2年生を対象に施設の役割を説明するとともに、施設見学をしてもらった。	1回 87人
書き初め学習会	書を通じた世代間の交流を図るとともに、サークルの学習成果を生かした地域貢献活動を推進するため、学校課題の練習、上達のための指導を行った。	1回 24人

(イ) 成人一般を対象に実施した主な事業

事業名	内容等	実施回数 参加者数
ゴーヤ芽出し教室	植物について学び親しむとともに、公民館植栽の管理協力者を養成するため、ゴーヤを種から育てる方法について学んだ。	1回 11人
初心者パソコン教室	パソコンスキルを日常生活に役立て、情報格差解消を図るため、パソコン操作の基礎を学習した。	22回 316人
ハンドメイドプレゼント	作品制作を通して母親同士の交流を深めるため、実行委員が中心となり企画し、手ぬぐいを使ったあずま袋などのハンドメイドを作成した。	6回 53人
健康づくり講座 (3館共催)	健康の維持増進とあわせて身体を動かすことの楽しさを体験学習し、自分に合った無理のない運動の継続を促進するため、ストレッチ、健康体操など自宅でも実践できる運動方法を学んだ。	1回 12人

環境講座「里山ウォーク」	自然環境や里山の歴史、ウォーキングのマナーを学び、地域の自然に親しむため、地域団体と連携して水野の里山をウォーキングした。	1回 125人
文化財めぐり (3館共催)	地域の歴史や文化を学び、郷土への理解と愛着を深めるため、元狭山市立博物館副館長の解説を聞きながら清水崇徳及び七曲井について動画を視聴した。	1回 12人
スマートフォン講座	情報格差の解消を図るため、スマートフォン操作の基礎を学んだ。	1回 15人

(ウ) 高齢者を対象に実施した主な事業

事業名	内容等	実施回数 参加者数
水野実年大学	高齢者の知的好奇心を充足し、生きがいづくりを推進するとともに、地域に貢献できる人材を育成するため、毎回テーマを変え、幅広い分野について学習するとともに、イベントのボランティアに参加するなど学習成果を生かした活動も積極的に行った。	4回 58人
みずの元気塾	地域での仲間づくりと健康増進を図るため、ウォーキングや軽体操、チーム対抗のレクリエーションで体を動かし、歌やダンスで参加者の交流を行った。	6回 113人
笑ってはつらつ認知症予防講座	認知症予防への意識を高めるとともに、地域のコミュニティづくりを推進するため、軽体操やレクリエーション、テキストを使用したトレーニングを実施するとともに、参加者の会話と交流を促した。	8回 116人
もくいちクラブ(健康体操教室)	健康の維持、増進を図るため、軽体操やストレッチを中心に、自宅でも実践できる運動の手法を専属講師から学んだ。	8回 209人
一歩	健康の維持、増進を図るため、地域包括支援センターを中心に講習と簡単なストレッチ体操を実施した。	3回 35人

ウ 狭山市立広瀬公民館

(ア) 青少年を対象として実施した事業

事業名	内容等	実施回数 参加者数
WAKU☆DOKIはっぴー	青少年の健全育成及び地域の人材発掘と教育力の向上、地域で子供たちが見守られ安心して暮らせるまちづくりを推進するため、室内外での遊びや学習ボランティアによる学び、児童とボランティアでの昼食などを行った。	8回 433人

## (イ) 成人一般を対象に実施した主な事業

事業名	内容等	実施回数 参加者数
広瀬斜子サロン	明治時代の特産品で、今は幻の絹織物となった広瀬斜子織を広く周知し、地域の歴史に触れ郷土愛を深めるとともに、サロンにおける交流を図るため、機織り談義、機織り建学及び体験等を行った。	8回 52人
親子サロンすまいる	母親のリフレッシュやママ友づくりを通じて、子育て中の母親が安心して暮らせるまちづくりに寄与するとともに、子育て支援の人材育成も図るため、たこ作りとたこあげなどを行った。	2回 18人
初心者向けパソコン教室	初心者がセキュリティも含めてパソコンの操作を習得し、安全かつ便利にICT活用ができる技能の習得及び受講者の交流を図るため、講義や実習等を行った。	22回 203人
「農と食育」Kids & Jr.	幼児から低学年児童と保護者を対象に、食育の大切さや、狭山茶や里芋などの狭山の野菜を理解するための学習を行った。	1回 13人
自然ふれあい事業	家族や地域の中でのふれあいを図りながら、自然の恵みに感謝し、じゃがいも掘り、ピーナッツ掘り及びさといも掘りを実施した。	3回 206人
暮らしのお悩み何でも相談会	地域の方を必要なサービスや専門機関へつなぐなどの支援を行うため、専門のCSWが相談事を伺った。	11回 5人
健康づくり講座	健康維持増進とあわせて身体を動かすことの楽しさを体験学習し、自分に合った無理のない運動の継続を促進するための講座を実施し、ストレッチストレッチ、健康体操など、自宅でも実践できる運動方法を学んだ。	1回 8人
環境講座	廃材を利用し、自然環境の保護についての理解を深めるため、環境について学びながら親子でミニぞうりづくりを行った。	1回 13人
文化財めぐり (3館共催)	地域の身近な文化財をめぐり、地域や文化財の歴史を学び、郷土愛を深めるため、元狭山市立博物館副館長の解説を聞きながら動画を視聴した。	1回 12人
カーレット体験講座	体力の違いや障害の影響も少ないカーレット(カーリングを基に考案された卓上で行える協議)を異世代で体験し、ゲームを通して参加者間の交流と相互の理解を深めた。	1回 15人

## (ウ) 高齢者を対象に実施した主な事業

事業名	内容等	実施回数 参加者数
ひろせ青空サロン	主に高齢者を対象に、健康寿命を延ばすための楽しいサロンとして、また、地域の中での交流を図るため、脳トレや体操などを行った	4回 65人
ひろせ生活よろず相談室	遠くの相談機関まで出かけることが困難な高齢者を対象に、行政書士が相続、遺言、成年後見などの相談対応を実施した。	10回 19人
輪読のつどい	社会教育や生涯学習の推進を行う上で重要な要素である読書啓発及び参加者同士の交流を推進するため、声を出して本を読み文学を楽しむとともにサークル結成につなげた。	9回 51人

## (6) 指定管理者の収支

## ア 収入

(単位 円)

項目	予算額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	概要
指定管理料	76,539,000	76,539,000	0	
参加費	1,257,000	158,400	1,098,600	
複写機等使用料	365,000	216,690	148,310	
その他雑入	86,000	28,830	57,170	
合計	78,247,000	76,942,920	1,304,080	

## イ 支出及び収支差額

(単位 円)

項目	予算額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	概要
人件費	29,100,000	30,820,477	△ 1,720,477	職員給料等
事務費	4,567,000	3,320,790	1,246,210	
通信費	1,216,000			
消耗品費	3,351,000			
管理費	41,780,000	42,204,337	△ 424,337	
光熱水費及び燃料費	11,514,000	10,256,571	1,257,429	
修繕費	4,180,000	4,609,703	△ 429,703	
備品購入費	303,000	273,240	29,760	
その他維持管理費等	25,783,000	27,064,823	△ 1,281,823	
主催事業費等	2,800,000	470,416	2,329,584	講師謝礼等
合計	78,247,000	76,816,020	1,430,980	
収支差額	0	126,900	△ 126,900	

## (7) 総評

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設されたものである。

狭山市立富士見公民館、狭山市立水野公民館及び狭山市立広瀬公民館の指定管理者制度は、平成22年度に導入されている。

施設の管理運営については、基本協定書及び年度協定書等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

しかし、一部には改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な対応をされたい。

### ア 中央公民館

#### (ア) 協議事項の記録について

業務に係る施設の維持補修等に関しては、年度協定書の規定により原則として市と指定管理者が協議の上、行うものとされているが、協議記録が確認できないものがあった。特に協定書の規定と異なる内容に関しては、事後に疑義が生じないように書面による記録を残されたい。(要望)

#### (イ) 備品登録について

指定管理者が協定に基づき購入した備品について、市へ寄贈を受け、担当公民館が備品管理システムへ登録したものの、同種の備品が公民館毎に異なる内容で登録されていた。備品の異動に際しては、物品管理規則等に従い適正な事務に努められたい。(要望)

### イ 指定管理者

#### (ア) 公民館事業の運営について

指定管理者の創意工夫による新たな講座等の公民館事業を展開することにより、利用者の高い満足を得ていることが、業務報告書やモニタリング結果から確認された。一方で令和3年度の利用者満足度調査の結果は、「満足」と「やや満足」の合計が61.9%であり、目標値の85%を下回った。これは、目標設定時に4段階であった回答項目に「普通」を

加えて5段階に変更したことが原因であったが、調査結果の経年変化を正確に把握するためにも、調査方法の変更には配慮されたい。（要望）



## 指定文化財管理事業費補助金

### 1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の手續及び収支の会計経理が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

### 2 監査対象者の概要等

#### (1) 対象者の概要

##### ア 宗教法人堀兼神社

###### (ア) 主祭神

木花開耶姫尊

###### (イ) 合祀神

大山咋命、天照皇大神、迦遇突知命、素盞鳴男命、倉稻魂尊

###### (ウ) 設置

昭和28年5月2日

##### イ 宗教法人廣瀬神社

###### (ア) 主祭神

若宇迦能売命

###### (イ) 合祀神

神火産霊命、木花咲耶姫命、八衢比古命、八衢比売命、久那斗命

###### (ウ) 設置

昭和28年5月8日

##### ウ 所管課

社会教育課

#### (2) 補助金交付の目的

文化財を管理する所有者又は保持者もしくは保持団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保存・活用のために必要な措置を講じ、本市文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### (3) 組織

ア 宗教法人堀兼神社

代表役員 1 名、氏子総代会会長 1 名、同副会長 1 名、同会計 1 名、監事  
2 名、総代 6 名

イ 宗教法人廣瀬神社

代表委員 1 名、監査委員 1 名、総代長（兼書記） 1 名、副総代長（兼会  
計） 1 名、総代 4 名

### 3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

#### (1) 監査の実施日

令和 4 年 1 1 月 2 2 日

#### (2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 山 下 真茂留

監査委員 新 良 守 克

イ 監査の場所

監査委員室

#### (3) 監査の範囲及び方法

補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の手續及び収支  
の会計経理が適正に行われているかを主眼として、令和 3 年度の補助金に係  
る出納その他の事務の執行について、帳簿等の証拠書類を監査するとともに、  
関係者から説明を聴取した。

### 4 監査の結果

#### (1) 補助金の充当事業の概要

ア 宗教法人堀兼神社：隨身門

当該隨身門は、万延元年（1860年）以前に創建された歴史ある文化  
財であり、狭山市内で唯一のものである。平成 22 年の劣化状況調査で、  
雨漏りと構造的な脆弱性が指摘され、また、風雨による劣化の進行状況が  
深刻であり、当該文化財、周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々  
の活動などを後世に継承するため事業を実施したものであり、交付額は、  
8,792,000 円であった。

イ 宗教法人廣瀬神社：大ケヤキ（1号木及び2号木）

当該2本の大ケヤキは、同社のご神木であり、1本が高さ32m、幹回り6.3m、もう1本が高さ27m、幹回り6.1mで、樹齢はいずれも約800年と推定されている。2本の大ケヤキ周辺の土壌の柔軟化等改良作業及び堆肥の実施により樹勢の回復を図るため事業を実施したものであり、交付額は、100,000円であった。

(2) 収支決算書

ア 宗教法人堀兼神社

収入の部 (単位 円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	概要
市補助金	11,825,000	8,792,000	3,033,000	
所有者負担分	11,825,000	8,792,600	3,032,400	
合計	23,650,000	17,584,600	6,065,4[00	

支出の部 (単位 円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	概要
工事請負費	22,550,000	16,484,600	6,065,400	
工事監理料	1,100,000	1,100,000	0	
合計	23,650,000	17,584,600	6,065,400	

収入合計 17,584,600円

支出合計 17,584,600円

差引残高 0円

イ 宗教法人廣瀬神社

収入の部 (単位 円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	概要
県補助金	145,000	145,000	0	
市補助金	100,000	100,000	0	
自己資金(会費等)	45,400	45,400	0	
合計	290,400	290,400	0	

## 支出の部

(単位 円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A - B)	概要
工事請負費	290,400	290,400	0	
合計	290,400	290,400	0	

収入合計 290,400円

支出合計 290,400円

差引残高 0円

## (3) 総評

交付された補助金は、補助目的に沿って適正に執行され、その効果を上げているものと認められた。

また、経理状況についても、おおむね良好に処理されていた。今後も適切な対応をされたい。

## ア 社会教育課

## (ア) 適正な指定文化財の管理について

本補助金は、市指定文化財の管理者に対して補助金を交付することにより、保存・活用のために必要な措置を講じ、本市の文化的向上に資することを目的としている。しかし、限られた予算の中での対応とはいえ、堀兼神社については、劣化状況調査で修理が必要と判断されてから10年以上経過してからの修理となっていた。市指定文化財は他にも多数あることから、今後も各文化財の調査や管理者との協議を適宜行い、真に必要な予算を検討した上で、市指定文化財の計画的な維持管理に努められたい。(要望)

## イ 宗教法人堀兼神社及び宗教法人廣瀬神社

## (ア) 補助金等交付申請書について

廣瀬神社の交付申請書の一部記載事項に誤りがあったが、その他の提出書類等については、事務手続きが適正に行われていることを確認した。いずれの神社においても自主財源の確保には苦勞されているようであるが、文化財の適正な管理のために修理等が必要となった場合には、的確に管理団体の役員等に周知を行うとともに、補助金を有効活用されることを期待する。(要望)